

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号) 1

改 正 案	現 行
<p>別表第三（第四条関係）</p> <p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チエコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>	<p>別表第三（第四条関係）</p> <p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チエコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、<u>大韓民国</u>、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>